

(様式5)

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準（申請に対する処分関係）

			資料番号	14	担当課	薬務衛生課
法令名	麻薬及び向精神薬取締法	根拠条項	50-7	許認可等の内容	再交付	
<p>○麻薬及び向精神薬取締法</p> <p style="text-align: right;">（昭和二十八年三月十七日） （法律第十四号）</p> <p>（準用）</p> <p>第五十条の七 第四条、第七条第一項及び第三項並びに第八条から第十条までの規定は、向精神薬試験研究施設設置者について準用する。この場合において、第七条第一項及び第三項並びに第八条から第十条までの規定中「十五日」とあるのは、「三十日」と読み替えるほか、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。</p>						